

雨衣	一	二年
----	---	----

に改め、同表農林水産部漁

業調整課の項の項名を「農林水産部漁業管理調整課」に改め、同表農林水産部漁業調整課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項の項名中「農林水産部漁業調整課」を「農林水産部漁業管理調整課」に改め、同項中「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改める。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第三条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「農林水産部漁業調整課長」を「農林水産部漁業管理調整課長」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第四条 生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号の表（表）中「烟囪・~~田ノノ~~竈竈」を「烟囪・~~葺葺~~井井竈竈」に、「~~田ノノ~~竈竈」を「~~田ノノ~~・~~葺葺~~井井竈竈」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第五条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年徳島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号の表（表）中「~~田ノノ~~・~~田ノノ~~竈竈」を「~~田ノノ~~・~~葺葺~~井井竈竈」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第六条 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成二十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年六月一日から施行する。

2 第四条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第十二号に相当する同条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第十二号による用紙及び第五条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則様式第十一号に相当する同条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第十一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。